

自然保護に関する主な法令等

(優れた自然環境の保全を主な目的とする法令)

■自然公園法、鳥根県自然公園条例

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国立公園、国定公園、県立自然公園の地域を指定している。公園区域内では一定の行為が規制されるとともに、指定された動植物の捕獲採取が禁止されている。

■自然環境保全法、鳥根県自然環境保全条例

優れた自然環境を保全することが特に必要な地域を「自然環境保全地域」として指定し、その保全を図っており、地域内に指定した「野生動植物保護地区」では、野生動植物の捕獲、採取、損傷等の行為が禁止されている。

(野生生物の保護を主な目的とする法令)

■鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）

哺乳類及び鳥類を対象としており、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区の設定や鳥獣保護思想の普及啓発等による保護対策が行われている。また、狩猟の取り締まりや適正化を内容とする狩猟対策も行われている。

■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

■鳥根県希少野生動植物の保護に関する条例

野生動植物保護の中核となっている法令であり、希少野生動植物種（指定希少野生動植物）の指定による個体等の捕獲や譲渡に関する規制、生息地等の保護に関する規制、保護増殖事業（保護管理事業）などが規定されている。現在、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種は90種、県条例に基づく指定希少野生動植物は5種（オニバス、ヒメバイカモ等）が指定されている。

■特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすものについて特定外来生物として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・輸入などが原則として禁止されている。

■文化財保護法、文化財保護条例

学術的価値の高い動植物やその生息生育地などを天然記念物として指定し、保護のための措置を講じている。

(開発行為に際しての環境配慮に関する法令等)

■環境影響評価法、環境影響評価条例

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者が、事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上、より望ましいものとするための制度を法制化したものである。

■鳥根県土地利用調整要綱による開発協議

開発事業者は一定規模の開発行為に際して、自然環境に著しい影響が及ばないように、十分な配慮を行うことが求められており、開発計画について知事との協議が必要となる。

■鳥根県公共事業環境配慮指針

県が行う公共事業について環境配慮の方針を示すとともに、環境影響評価対象事業に準じた事業に係る環境配慮システムを構築し、その継続的改善を図るものである。

環境配慮の手順については、事業全体をその進捗に応じて調査・計画、設計、実施の三段階に分け、それぞれの段階において事前に環境配慮事項を設定し、その実行に努め、事業実施後その達成状況を自己評価し、継続的に環境配慮の向上に努めていくものである。